

# 安全運航マニュアル

令和2年10月15日改訂

北日本曳船株式会社

## 安全運航マニュアル

### 1. 運航管理責任者

次の者を運行管理者に選任する。

- (1) 職名 管理部 次長  
氏名 古谷 彰啓  
連絡先 0144 (32) 9935

### (2) 職務及び権限

本規定に定める職務の他、次の職務を合せて遂行する。

- ア. 運航に際し安全面の検討を行うこと。  
イ. 旅客運送の引受、旅客の乗下船及びこれに伴う船舶の離着岸を統括すること。  
ウ. 一定の気象・海象条件下にある場合運航中止の指示をすること。  
エ. 運航に関する情報を収集し船長に提供すること。

### 2. 気象・海象情報の収集、確認

- (1) 運航管理責任者及び船長は新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報に注意し必要に応じて運航前に、電話気象サービスにより天気予報の確認を行う。

### 3. 運航中止基準

#### (1) 発航の中止

- ア. 船長は港域内の気象・海象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	風速	波高	視程
苫小牧港	15M/S 以上	1.0M 以上	300M 以下

- イ. 船長は発航の中止に係る判断が困難であると認める時は、運行管理者と協議するものとする。

#### (2) 基準航行の中止

- ア. 船長は航行中、気象・海象が次に掲げる条件の一つに達するおそれがあると認める時は、基準航行を中止し減速、適宜の変針、基準経路の変更等の措置をとらなければならない。

風速 15M/S 以上  
波高 1.5 M 以上

#### 4. 航路経路

別紙添付

#### 5. 飲酒の制限及び健康状態の確認

- (1) 運行管理責任者及び船長は、飲酒等により正常な運航作業ができないおそれがある者を、当該作業に従事させてはならない。
- (2) 健康状態の優れないものや不安がある者を、運航作業に重視させてはならない。

#### 6. 船舶及び諸設備の点検整備

船長は、下記事項を発航前に点検するものとする。

- (1) 燃料、潤滑油等の確認
- (2) 救命設備、消火設備の確認
- (3) 乗下船設備の確認
- (4) フェンダー、係船設備の確認

#### 7. 陸上設備の状況確認

- (1) 発着設備がある港内の状況を事前に把握する。
- (2) 事前に発着時間帯の潮位を調べておき、接岸時の状況を予測し確認しておく。

#### 8. 旅客の乗降時の安全対策

- (1) 離着岸の際には旅客の移動を禁止し、転倒事故等が起きないように留意する。
- (2) 本船が着岸完了するまで旅客の行動に注意する。
- (3) 乗下船用ラダーを本船側と陸上側とでチェックして安全を確認した後、旅客の乗降を誘導する。
- (4) 旅客が安全に乗下船できる場所以外には接岸しない。

#### 9. 旅客が遵守すべき事項の周知

次の事項を船舶内に掲示し旅客に周知する。

旅客の皆様へ

下記に掲げる行為は法令により禁止されており、これに違反した場合、罰せられることがありますのでご注意ください。

1. 操船施設他本船の航行に支障のある立入禁止場所にむやみに立入ること。

2. 消火器、救命設備等 緊急の際に使用する装置、器具を操作したり移動すること。
3. 凶器並びに危険物等を船内に持ち込むこと。
4. 船内で禁止された場所で喫煙すること。
5. 他の旅客に不快感を与えた迷惑をかけること。
6. 船舶内の秩序や風紀を乱すこと。

10. 海難事故等緊急時の連絡体制及び処理体制

